

防災の第一歩! 木造住宅の耐震診断をご利用ください

☎市都市計画課 ☎53-5144 ☎53-5138

自分の住まいを知る

木造住宅耐震診断員派遣事業 (無料)

- ①耐震診断員による簡易耐震診断
- ②補強案作成と耐震改修費の概算額算出(耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の木造住宅が対象)

住まいを強くする

木造住宅耐震改修等事業

耐震改修・除却に係る費用の一部を補助します。(耐震診断による上部構造評点が0.7未満の木造住宅が対象)
 ※改修の場合:1戸当たり上限115万円(多雪区域は140万円)
 除却の場合:1戸当たり上限97.8万円(多雪区域は117.3万円)

住まいを強くする

木造住宅の耐震シェルター等の普及事業

耐震シェルターや防災ベッドを設置する場合、設置に係る費用の一部を補助します。(耐震診断による上部構造評点が0.7未満の木造住宅が対象)
 ※上限20万円(1戸当たり)

対象要件 以下の全てを満たす住宅(空き家は対象外)

- ・昭和56年5月31日以前に着工され、完成したもの
- ・延べ床面積の半分以上が住宅として使われているもの
- ・階数が2階以下かつ延べ床面積が300平方メートル以下のもの
- ・枠組壁工法、丸太組工法および大臣認定工法(プレハブ工法)ではないもの



▲市公式ウェブサイト

▶各事業の申し込みは、予算の上限額に達した場合、受付を終了します。

ブロック塀等の撤去等の費用を補助します

☎市都市計画課 ☎53-5144 ☎53-5138

対象の塀

- ・高さが60センチメートル以上のもの
- ・避難路(通学路を含む)または避難地に面し、地震等で倒壊する恐れがあるもの

対象者

- ・市内にあるブロック塀等の所有者
- ・令和9年1月末までに補助対象の工事を完了できる人

補助金額

- ・撤去等にかかる経費の3分の2以内(上限10万円)
- ※工事開始までに申請が必要です。
- ※予算の上限額に達した場合、受付を終了します。



▲市公式ウェブサイト

狩猟免許取得のための経費を助成します

☎市山とみどり再生課 ☎53-5175 ☎53-5179

狩猟免許のための予備講習会受講費“全額”助成

日時

6月7日(日)、9月6日(日)、11月13日(金)
 ※いずれも9時~17時

場所

東近江市あかね文化ホール
 (東近江市市子川原町461-1)

対象者

市内在住で有害鳥獣駆除に協力いただける人

定員

予算がなくなり次第終了

助成額

15,000円(1種類受講)・17,000円(2種類受講)・19,000円(3種類受講)

※受講前に山とみどり再生課へ申し込みが必要です。

狩猟免許試験の受験に必要な経費助成

対象者

市内在住で令和8年度に狩猟免許を取得した人で、市税等の滞納がない人

免許種類

網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟

対象経費

写真代、医師の診断書料、受験料、狩猟税、狩猟者登録手数料

助成額

補助対象経費の3分の2以内(免許ごとに上限3万円)

申請方法

申請書※、狩猟免許状、補助対象経費にかかる領収書、市税の納税証明書(または非課税証明書)の写しを山とみどり再生課へ提出してください。

※市公式ウェブサイトからダウンロードできます。



▲市公式ウェブサイト

▼狩猟免許試験日

	日程	受付期間	場所
第1回	6月14日(日)	5月11日(月)~5月22日(金)	東近江市あかね文化ホール
第2回	9月13日(日)	7月27日(月)~8月7日(金)	
第3回	11月20日(金)	10月13日(火)~10月23日(金)	

☎市湖北森林整備事務所 ☎0749-65-6616

米原市職員を募集します！

☎ 市人事課 ☎53-5164 ☎53-5148

◆採用日選択方式◆

(令和8年10月1日、令和9年1月1日、令和9年4月1日から選択)

職 種	採用予定人数	主な受験資格
手話通訳	1人程度	昭和51年4月2日以降に生まれた人で、手話通訳士または手話通訳者資格を有する人

【受付期間】6月30日(火)まで

【第1次試験 試験日】7月12日(日)

【試験会場】市役所 本庁舎

◆令和9年4月1日採用予定◆

職 種	採用予定人数	主な受験資格
行政職	5人程度	平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人
土木技術職	1人程度	昭和61年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で、土木・建築等に関する専門課程を修了した人または民間企業や官公庁等で土木・建築等関係の職務経験(土木系コンサルタント業を含む)が通算3年以上(令和9年3月31日現在)ある人
保健師	1人程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人または令和9年3月31日までに取得見込みの人

【受付期間】5月31日(日)まで

【第1次試験 受験期間】6月3日(水)～6月28日(日)

【試験会場】全国各地のテストセンター

職 種	採用予定人数	主な受験資格
保育教諭	5人程度	昭和56年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格および幼稚園教諭免許の両方を有する人または令和9年3月31日までに取得見込みの人

【受付期間】6月30日(火)まで

【第1次試験 試験日】7月12日(日)

【試験会場】市役所 本庁舎

職 種	採用予定人数	主な受験資格
行政職	1人程度	平成19年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人
土木技術職	1人程度	平成19年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人で、高等学校等において土木、建築などに関する学科等の課程を修了した人(令和9年3月31日までに卒業見込みの人を含む)

【受付期間】8月1日(土)～26日(水)

【第1次試験 試験日】9月20日(日)

【試験会場】市役所 本庁舎

応募方法など詳細は、
市公式ウェブサイトをご覧ください▶

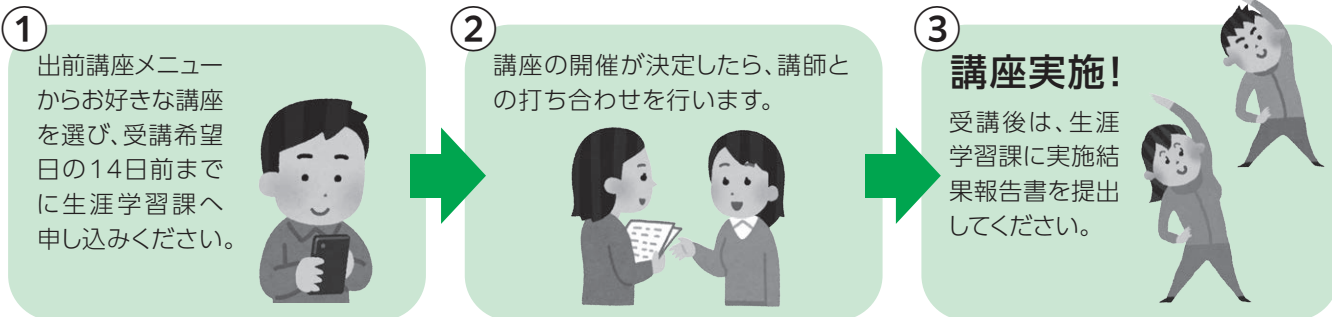
くらしや地域の学びに役立てよう!

生涯学習まちづくり出前講座のご案内♪ 〇市 生涯学習課 ☎53-5154 〇53-5129

出前講座は、市民の皆さんの聞きたい・知りたい・学びたい内容に応じて市の職員などが直接お伺いし、くらしや生涯学習の推進に役立つ情報をお届けして、皆さんの学びを応援します!

講座は、5人以上の市民グループ・団体でご利用いただけます。グループや自治会・サロンでの勉強会、学校の授業などで、ぜひご活用ください♪

利用方法



- ※一部、開催希望日の1カ月前までに申し込みが必要な講座があります。
- ※講座の開催が決定すると、生涯学習課から決定通知書が届きます。
- ※講師の都合等により希望日時に開催できない場合もありますので、ご了承ください。

主な講座内容

テーマ	講座内容
市政等	移動市役所の紹介(※水曜日のみ)、身近な税金や選挙、手話体験学習 他
健康・福祉	体操などの健康づくり・介護予防に関する講座 他
防災・安全	地震などに備える災害対策・消費者トラブルに関する講座 他
環境	ごみ分別ルール・水道水や下水道に関する講座 他
歴史・スポーツ	米原市の歴史・ニュースポーツに関する講座 他



▲講座メニューの詳細など、詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください!

※講座のメニュー表は、本庁舎・山東支所・各窓口センター・ルッチプラザ・各図書館にも備えています。

▶このほか、**市民講師による音楽指導や茶道などの講座、消防署や図書館、ごみ処理施設(クリスタルプラザ)などの施設見学**といった講座をご用意しています。ぜひ、皆さままでご利用ください!

公の施設の指定管理者選定委員を募集します

〇市 公共施設マネジメント課 ☎53-5147 〇53-5138

応募資格

市内在住、在勤または在学の満18歳以上の人(令和8年6月1日時点)で、市の他の審議会等の委員に2つ以上就いていない人

内容

令和9年4月に更新となる公の施設の指定管理者の候補者を選定していただきます。

募集する施設区分

- ①福祉関係施設、医療関係施設
- ②社会教育関係施設、地域コミュニティ関係施設

応募方法

5月22日(金)までに、申込書を公共施設マネジメント課まで提出してください。詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧ください。



▲詳しくはこちら(市公式ウェブサイト)

国民健康保険税率の改定について 令和8年度から「子ども・子育て支援金」が加算されます

☎ 市 保険年金課 ☎53-5114 📠 53-5118

国民健康保険は、病気やけがをした時に安心して病院等にかかるよう、加入者の所得等に応じて国民健康保険税(国保税)を出し合い、医療費の負担を支え合う制度です。制度の健全な運営を続けるために税率を改定しましたので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

今年度の国保税額は6月中旬に送付予定の納税通知書でお知らせします。

◆令和8年度から「子ども・子育て支援金」の徴収が始まります◆

子どもや子育てを社会全体で支え、社会保険制度等を維持するため、令和8年度から、全ての医療保険において、従来の保険税(料)と合わせて「子ども・子育て支援金」をご負担いただくこととされました。子ども・子育て支援金は、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、保育サービスの充実等、子育てを支える財源となります。



子ども家庭庁
ウェブサイト▶

国保税(料)の県内統一に向けて

県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば**同じ国保税(料)**となるよう、令和9年度(移行期間:令和11年度まで)の保険料水準の統一を目指しています。



引っ越ししても国保税(料)はそのまま

国民健康保険制度の運営

市が保険者となって加入者が負担する国保税と国・県からの補助金等により運営しています。

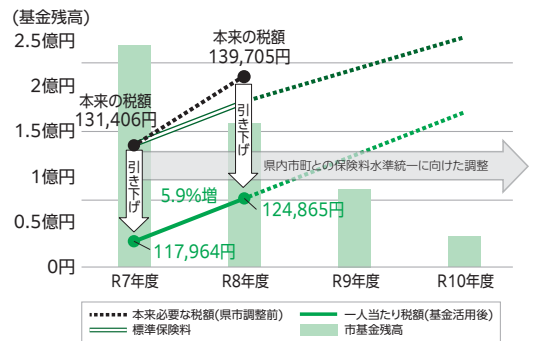
国では国民健康保険制度改革が進められており、県が国保財政運営の責任主体として加入者への保険給付に必要な額を負担し、費用の一部を市町が国保税(料)として徴収し、県に納付しています。近年、高齢化の進展や医療の高度化等により一人当たりの保険給付額は高い水準で推移しています。

令和8年度の国民健康保険税率

令和7年度の国保税率は、市の基金を活用することにより、県が示した令和8年度の標準保険料率※に比べ大幅に低く、税率を抑制しています。市では国民健康保険運営協議会からの答申を受け、概ね均等な伸び率で段階的に税率を引き上げるとともに、市保有基金の活用等により、令和8年度は令和7年度の一人当たり国保税額の5.9%増に抑制することとして、国保税率を改定しました。

※県が市町ごとに算定した納付金を支払うために必要な保険料率のことで、各市町は標準保険料率を参考に国保税(料)率を決定します。

本市の国民健康保険税の現状と今後



※上記は保険料水準統一に向けたシミュレーションです。保険料水準の統一時期や令和9年度以降の税率は、今後県および県内市町との協議等を踏まえて検討します。

国保税の算定方法

国保税は、次のステップ1、ステップ2のとおり算出し、世帯ごとの年間の国保税額を決定します。

所得割額は世帯における本市国保加入者の前年中の所得に応じて、均等割額は加入者数に応じて算出し、平等割額を世帯ごとに加算します。なお、年度の途中で加入者等が変わった場合は、本市において再計算を行い、変更後の国保税額を翌月15日頃に通知します。

ステップ1 4つの項目(下表①~④)ごとに、所得割、均等割、平等割を算出し、合計します。→ステップ2 ステップ1で算出した金額(①~④)を合計します。

令和8年度 国保税の税率一覧 ()内は令和7年度の税率

使い道	①医療給付費分	②後期高齢者支援金分	③介護納付金分 (40~64歳の被保険者のみ)	④子ども・子育て支援金分【新規】
所得割	基準総所得金額×1×6.44%(6.39%)	基準総所得金額×1×2.76%(2.8%)	基準総所得金額×1×2.4%(2.36%)	基準総所得金額×1×0.27%
均等割 (加入者一人当たり)	28,200円/人 (27,500円/人)	12,100円/人 (11,900円/人)	12,300円/人 (12,100円/人)	1,239円/人※2
平等割 (一世帯当たり)	17,800円/世帯 (18,600円/世帯)	7,600円/世帯 (8,000円/世帯)	6,100円/世帯 (6,000円/世帯)	700円/世帯
課税限度額	67万円(66万円)	26万円(26万円)	17万円(17万円)	3万円

※1 前年中の所得から地方税法第314条の2第2項に規定する額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)を引いた金額
※2 子ども・子育て支援金分の均等割について、高校生世代以下の人は全額免除となります。



▲市公式ウェブサイト

●低所得世帯は、国保税が一部軽減されます

軽減判定には世帯主と世帯の国保加入者および特定同一世帯所属者※全員の所得申告が必要です。所得のない人も必ず申告してください。

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行した人で、引き続き同一の世帯に属する人のことです。ただし、世帯主変更等の異動があった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります。

国民年金への加入手続きをお願いします

☎ 市 保険年金課 ☎53-5114 ☎53-5118
彦根年金事務所 ☎0749-23-1112

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての人が加入するもので、加入する制度により手続き先が異なります。

種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象	自営業、農林漁業者、無職、学生など	会社員、公務員など	第2号被保険者に扶養されている配偶者
手続き先	本庁舎(保険年金課)、山東支所、各窓口センター	本人の勤務先	第2号被保険者の勤務先

口座振替の早割制度がお得です

毎月の国民年金保険料の納付を、口座振替の早割制度(当月末振替)にすると、毎月17,920円の保険料が17,860円となり、**月々60円**お得です。

※早割制度を申し込むと、初回到原則2カ月分(割引のない前月分と割引のある当月分)が振替になります。

申込 口座振替を希望する金融機関または年金事務所、保険年金課、山東支所、各窓口センターまで

納め忘れにご注意ください

国民年金保険料免除申請書を提出し一部免除が承認された人は、承認期間について一部免除以外の保険料(1/4納付、半額納付、3/4納付)を**2年以内**に納付しない場合、未納と同じ扱いになり、将来受け取る年金の支給額に反映されません。

納付書を紛失した場合は、年金事務所へ再発行を依頼してください。

国民健康保険加入世帯に 子育て世帯応援金を支給します

☎ 市 保険年金課 ☎53-5114 ☎53-5118

国による国民健康保険加入世帯の未就学児にかかる軽減措置と併せて、子育て世帯への更なる支援として、国保税のうち高校生世代以下の子どもにかかる均等割相当額を応援金として支給します。

※対象世帯へは6月下旬頃に案内を送付します。

国制度による均等割軽減措置

対象:未就学児

均等割の5割を軽減

例:7割軽減対象の未就学児の場合

残りの3割の半分を減額するため8.5割軽減となります。

※国制度による均等割軽減措置は、6月中旬に送付予定の納税通知書で軽減後の税額をお知らせします。(手続き不要)

市による応援金の支給

対象:高校生世代以下の子ども

均等割の自己負担分を支給



▲市公式ウェブサイト

中学生部活動用具等購入補助金を交付します

☎ 市 教育総務課 ☎53-5151 ☎53-5129

子ども自らが選んだ部活動(民間のクラブチームを含む)に制限なく取り組むことができるよう、部活動にかかる用具等の購入を支援するための補助金を交付します。

対象

下記の**全て**に該当する人

- ・市内在住の中学1年生の保護者、中学生の子どもがいる就学援助の受給者、特別支援教育就学奨励費の受給者のいずれか
- ・市税等および学校給食費の滞納がない人
- ・生活保護を受けていない人

交付金額

対象生徒1人につき**1万5千円/年(補助率1/2)**

※就学援助受給者は対象生徒1人につき3万円/年(実費)

受付締切

令和9年3月12日(金)まで

受付場所

市内各中学校、
教育総務課(市外中学校へ通学の人のみ)

申請書配布場所

市内各中学校、教育総務課、
山東支所

※市公式ウェブサイトからも
ダウンロードできます。



▲市公式ウェブサイト

ぜひご活用ください!

◆令和8年度 市の新しい補助金◆

☎ 市 財政課 ☎53-5165 FAX 53-5148

市民活動支援事業補助金

市民活動団体等に対し、地域課題の解決等を目的とした、行政とともに共助を担うパートナーの設立、活動等に係る費用を補助します。

☎ 市 協働人権課 ☎ 53-5167

老人クラブ研修事業費補助金

老人クラブ連合会に加入していない老人クラブが行う研修事業に係る費用を補助します。

☎ 市 高齢福祉課 ☎ 53-5122

未来の担い手強化支援事業補助金

10年後の農地利用を見据え、担い手農業者が効率的な農業用機械等を導入するための費用を補助します。

☎ 市 農政課 ☎53-5141

市の補助金制度を有効に活用していただけるよう、一覧表を市公式ウェブサイトで公開しています!

※掲載している内容は令和8年4月1日現在の内容です。ご覧になる時期によっては、事業が終了している場合があります。



放課後児童クラブ(夏休み)の入会申込を受け付けます

☎ 市 こども若者応援課 ☎53-5127 FAX 53-5128

対象児童

就労等のため昼間に保護者がいない家庭で、令和8年度に市内小学校に在学する児童
※定員超過となった場合は、低学年を優先します。4年生から6年生までは利用できない場合があります。

申し込み

受付期間：5月1日(金)～15日(金) ※期間外は受け付けできません。なお、年間利用の方は申込不要です。

※令和8年度は「米原第1児童クラブ」、
「坂田第1児童クラブ」の夏休み募集は行いません。

・電子申請(マイナポータル)から申し込みください。

滋賀県米原市 ▶ 子育て ▶ **令和8年度放課後児童クラブ入会申込書(夏休み)**

※詳細については、市公式ウェブサイトをご覧ください。



▲市公式ウェブサイト

5月の移動市役所の運行日程

☎ 市 地域振興課 ☎53-5171 FAX 53-5178

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前(9時30分～11時30分)	醒井	柏原	巡回	息郷	吉槻 1日(金)は運行なし
午後(14時～16時)	吉槻	息郷	巡回	柏原	醒井



▲取扱業務など詳しくはこちら(市公式ウェブサイト)

●移動市役所の配置場所

☎ 息郷 米原診療所前(旧息郷行政サービスセンター前) ☎ 醒井 JR醒ヶ井駅前(旧醒井行政サービスセンター前)
☎ 柏原 山東B&G海洋センター駐車場 ☎ 吉槻 旧東草野小中学校敷地(旧吉槻行政サービスセンター前)

●巡回日および運行なしのご案内

- ・5/ 1(金) 午前 運行なし
- ・5/13(水) 午前 地域
- ・5/20(水) 午前 地域
- ・5/27(水) 終日 運行なし
- ・5/13(水) 午後 米原学びあいステーション
- ・5/20(水) 午後 運行なし



▲市LINE公式アカウントはこちら

※天候不良等により運行をとりやめる場合は、事前に防災アプリや市LINE公式アカウントでお知らせします。

※毎月の運行カレンダーや地域の配置場所は、市LINE公式アカウントでお知らせします。

介護サービス相談員を募集します

☎市 高齢福祉課 ☎53-5122 ☎ 53-5119

介護サービス相談員とは、介護施設等を訪問し、利用者の声を介護保険サービス事業者や行政につなぐ「橋渡し」役です。介護や福祉に関心があり、利用者の話を聞き、相談に応じる等の活動ができる人を募集します。

応募資格

市内在住で、普通自動車運転免許証をお持ちの方

任期

令和8年6月1日から令和10年3月31日まで
※募集人数は4人

応募方法

5月1日(金)～15日(金)の期間中に、申込書を高齢福祉課へ郵送、ファクス、メールまたは持参で提出してください。(締切日必着)

提出先 〒521-8501 米原市米原1016
市 高齢福祉課(本庁舎)
☎ koufuku@city.maibara.lg.jp

申込書は市公式ウェブサイトに掲載しています▶



地域包括支援センター 運営協議会委員募集

☎市 地域包括支援センター ☎53-5120 ☎ 53-5119

市地域包括支援センターの適切、公正かつ中立的な運営の確保を図るために必要な事項を調査審議するため、協議会の委員を募集します。

応募資格

市内在住で令和8年4月1日現在において介護保険の被保険者(満40歳以上)であること など

任期

令和8年7月1日から令和11年6月30日まで(3年間)
※募集人数は2人

応募方法

5月22日(金)までに、申込書を地域包括支援センターへ郵送、ファクス、メールまたは持参で提出してください。(締切日必着)

提出先 〒521-8501
米原市米原1016
市 地域包括支援センター(本庁舎)
☎ houkatsusien@city.maibara.lg.jp

▶申込書は市公式ウェブサイトに掲載しています
(5/1公開)



あなたも「地域防災リーダー」になりませんか?

☎市 防災危機管理課 ☎53-5161 ☎ 53-5149

災害時に地域を守り、防災の知識や経験を生かして活動する「地域防災リーダー」を募集しています!

応募資格

次のいずれかに該当する方

- ・防災士資格を持ち、市内在住または在勤の方
- ・防災に関する知識があり、居住地または勤務地の自治会長の推薦を受けた方

※自治会に積極的に関わっていただく必要があるため、防災士資格をお持ちでない方は、自治会長からの推薦が必要になります。

活動内容

- ・防災講演会や避難所運営訓練への参加
- ・市民向け防災啓発活動の実施(例:自治会の出前講座等に講師として参加)
- ・自主防災組織への指導および助言(例:避難訓練や地区防災計画の見直しに関する助言)
- ・避難所開設補助、運営支援

応募方法など詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください▶



男女共同参画審議会委員募集

☎市 協働人權課 ☎53-5167 ☎ 53-5138

男女共同参画社会の実現に向けて、今後の施策等について審議いただく審議会の委員を募集します。

応募資格

市内在住、在勤または在学中で18歳以上(令和8年7月1日時点)の方 など

任期

令和8年7月1日から令和10年6月30日まで(2年間)
※募集人数は1人

応募方法

5月1日(金)～20日(水)の期間中に、申込書を協働人權課へ郵送、ファクス、メールまたは持参で提出してください。(締切日必着)

提出先 〒521-8501
米原市米原1016
市 協働人權課(本庁舎)
☎ kyojin@city.maibara.lg.jp

▶申込書は市公式ウェブサイトに掲載しています

